

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市教育委員会  
教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第8号

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則

京都市教育委員会通則の一部を次のように改正する。

第16条中「御所東小学校開設準備室」を

「御所東小学校開設準備室  
伏見区向島小中一貫教育校教育企画推進室」  
に改める。

第17条総務部の款調査課の項第3号中「並びに幼稚園児の就園」を削り、同款教育環境整備室の項に次の1号を加える。

(7) 学校施設における長寿命化の推進に関すること。

第17条指導部の款御所東小学校開設準備室の項の次に次の1項を加える。

伏見区向島小中一貫教育校教育企画推進室

(1) 伏見区向島小中一貫教育校の教育に係る企画に関すること。

第17条生涯学習部の款第5号中「成人教育、」及び「及び青年教育」を削り、同款第8号を次のように改める。

(8) 学校及び地域との協働の推進に関すること。

第19条第7項の表生涯学習部の項中「家庭地域教育支援課長」を「学校地域協働推進課長」に改め、同条第8項の表総務部教育環境整備室の項中「建設係長」を「長寿命化推進係長」に改め、同表生涯学習部の項中「社会教育係長 女性青年係長 家庭地域教育係長 みやこ子ども土曜塾推進係長 放課後まなび教室推進係長」を「地域協働推進係長 家庭教育事業係長」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)